

統計法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文
 ○統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一（第四条関係）

別表第一（第四条関係）

一 全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする統計業務	事務の区分（略）	都道府県知事が行う事務（略）	市町村長が行う事務（略）
	調査区（統計調査員が調査を担うべき区域をいう。以下同じ。）	三 調査票（都道府県知事が配布すべきものとして総務省令・経済産業省令で定めるものに限る。）の配布に関する事務	五 調査区の設定及び修正に関する事務
		四 調査票（都道府県知事が取集すべきものとして総務省令で定めるものに限る。）の配布に関する事務	六 調査票（市町村長が配布すべきものとして総務省令で定めるものに限る。）の配布に関する事務
		七 調査票（市町村長が取集すべきものとして総務省令で定めるものに限る。）の配布に関する事務	七 調査票（市町村長が取集すべきものとして総務省令で定めるものに限る。）の配布に関する事務

一 すべての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする統計業務	事務の区分（略）	都道府県知事が行う事務（略）	市町村長が行う事務（略）
	調査区（統計調査員が調査を担うべき区域をいう。以下同じ。）	三 調査票（都道府県知事が調査すべき事業所として総務省令で定めるものに限る。）の調査に係るものに限る。）の配布に関する事務	五 調査区の設定及び修正に関する事務
		四 前号に規定する調査票の取集に関する事務	六 調査票（市町村長が調査すべき事業所として総務省令で定めるものに限る。）の調査に係るものに限る。）の配布に関する事務
		七 前号に規定する調査票の取集に関する事務	七 前号に規定する調査票の取集に関する事務

<p>その他の事務</p>	
<p>八 総務大臣及び経済産業大臣、他の都道府県知事並びに市町村長との連絡する事務</p>	<p>きものとして総務省令・経済産業省令で定めるものに限る。）の取集に関する事務</p> <p>五 市町村長に対する前号に規定する調査票（市町村長が審査すべきものとして総務省令・経済産業省令で定めるものに限る。）の送付に関する事務</p> <p>六 第四号に規定する調査票（前号に規定するものを除く。）の審査及びこの項第四欄第八号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務</p> <p>七 前号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務</p>
<p>(略)</p>	<p>のとして総務省令・経済産業省令で定めるものに限る。）の取集に関する事務</p> <p>八 前号及びこの項第三欄第五号に規定する調査票の審査に関する事務</p> <p>九 前号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務</p> <p>十 都道府県知事に対する第八号に規定する調査票の送付に関する事務</p>
<p>その他の事務</p>	
<p>八 総務大臣、他の都道府県知事及び市町村長との連絡に関する事務</p>	<p>する事務</p> <p>五 市町村長に対する第三号に規定する調査票（市町村長が審査すべきものとして総務省令で定めるものに限る。）の送付に関する事務</p> <p>六 第三号に規定する調査票（前号に規定するものを除く。）の審査及びこの項第四欄第八号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務</p> <p>七 前号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務</p>
<p>(略)</p>	<p>する事務</p> <p>八 第六号及びこの項第三欄第五号に規定する調査票の審査に関する事務</p> <p>九 前号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務</p> <p>十 都道府県知事に対する第八号に規定する調査票の送付に関する事務</p>

		<p>絡に関する事務 九〇十一 (略)</p> <p>十二 総務大臣及び 経済産業大臣に対 する調査に関する 事務の実施状況そ の他必要な事項の 報告に関する事務</p> <p>十三 総務大臣及び 経済産業大臣に対 する調査票その他 関係書類の提出に 関する事務</p> <p>十四 (略)</p>	
備考	(略)	(略)	(略)
<p>一 一の項第一欄に掲げる基幹統計に係る基幹統計調査のう ち報告を求める事項を事業所及び企業の名称、所在地、事 業の内容、従業者数その他の基本的事項に限定したものを 行う場合における同項の規定の適用については、同項中「 総務省令・経済産業省令」とあるのは「総務省令」と、同 項第三欄第八号中「総務大臣及び経済産業大臣、他の都道 府県知事並びに」とあるのは「総務大臣、他の都道府県知 事及び」と、同欄第十二号及び第十三号中「総務大臣及び 経済産業大臣」とあるのは「総務大臣」とする。</p> <p>二 一の項の規定の適用については、前号に規定する場合を 除き、市町村長は、同項第四欄第五号及び第六号に掲げる 事務は行わないものとする。</p> <p>三〇七 (略)</p> <p>八 第三号及び前三号の規定により市町村長がこの表に規定</p>			

		<p>九〇十一 (略)</p> <p>十二 総務大臣に対 する調査に関する 事務の実施状況そ の他必要な事項の 報告に関する事務</p> <p>十三 総務大臣に対 する調査票その他 関係書類の提出に 関する事務</p> <p>十四 (略)</p>	
備考	(略)	(略)	(略)
<p>一〇五 (略)</p> <p>六 第一号及び前三号の規定により市町村長がこの表に規定</p>			

九| する事務の一部を民間事業者に委託して行う場合においては、当該市町村長は、二の項第一欄、四の項第一欄、五の項第一欄又は六の項第一欄に掲げる基幹統計を作成するための調査の結果知られた秘密の漏えいの危険を防止するため、秘密の保護に関する事項を定めた契約の締結その他必要な措置を講じなければならない。

七| する事務の一部を民間事業者に委託して行う場合においては、当該市町村長は、二の項第一欄、四の項第一欄、五の項第一欄又は六の項第一欄に掲げる基幹統計を作成するための調査の結果知られた秘密の漏えいの危険を防止するため、秘密の保護に関する事項を定めた契約の締結その他必要な措置を講じなければならない。